

平成14年(ワ)第3499号 損害賠償請求事件
(口頭弁論終結の日 平成14年4月16日)

判

決

原告
訴訟代理人弁護士

ルイ ヴィトン マルチエ
別添平成14年2月7日付け訴状記載のとおり。

り。

ただし、弁護士國久眞一及び同中野通明を加える。

る。

被告 A

主

文

- 1 被告は、原告に対し、金152万9700円及びこれに対する平成14年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求の趣旨及び請求の原因

別添平成14年2月7日付け訴状及び同年3月4日付け訂正書各記載のとおり。

り。

第2 被告の自白

平成14年3月28日付け答弁書、「三月二十三日迄に」との書き出しで始まる文書(平成14年3月28日当庁日記受付)、「三年の間に」との書き出しで始まる文書(前同日当庁日記受付)及び「大変御手数をかけて申沢御座いません」との書き出しで始まる文書(前同年4月9日当庁日記受付)によれば、被告は、口頭弁論において、原告主張に係る請求原因事実を争うことを明らかにせず、また、弁論の全趣旨によって、同事実を争ったものと認めることもできない。

よって、民事訴訟法159条1項により、被告は上記請求原因事実を自白したものとみなす。

第3 原告の損害

自白したものとみなされる前記事実関係によれば、被告の行為により原告に生じた損害は、同行為により被告の受けた利益である32万9700円に相当する金額(商標法38条2項、不正競争防止法5条1項)、信用毀損による無形損害100万円及び弁護士費用20万円の合計152万9700円と認めるのが相当である(前記訴状第5項参照)。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 三 村 量 一

裁判官 村 越 啓 悦

裁判官 青 木 孝 之

(別紙)

訴状(当事者の表示欄省略) 添付書類(一)(二)(三)(四)(五)(六)
(七) 訂正書被告商標目録(一) 被告商標目録(二) 被告商標目録(三) 被告標章目録(四) 被告商標目録(七)